

## 経過メモs20.8.15 太平洋戦争終了

日付

昭和二十年八月十五日、終戦の詔勅が発せられて、太平洋戦争は終了した。やがて日本に進駐してきた連合軍総司令部によって、日本政府に対し治安維持法の廃止、政治犯の釈放、言論・集会・結社・宗教の自由、財閥の解体、労働組合結成の自由、神道と国家の分離、農地改革など、つぎつぎに民主化政策の実行が指令される中で、翌二十一年十一月三日には日本国憲法が制定され、二十二年五月三日から実施された。

こうして我が国の国家体制は大きく変わっていったが、半面では全国=九都市の空襲による被害、特に工業地帯の壊滅的な打撃は物資の欠乏を招き、また終戦処理費の放出等によって激しいインフレーションとなり、国民生活は破局的な状況に陥った。

徳山市においても、焼土の街に住む市民はバラック建て住宅の中で飢えにさらされ、やみ市場には入があふれた。これに対応する市政も羽仁市長の戦災死と市役所の全焼にはじまり、必ずしも順調ではなかった。二十年九月二十九日、内務大臣の選任により徳山市長に前助役の玉野三平が就任したが、十一月九日、市役所仮庁舎が不審火により全焼したため、せっかく戦災をまぬがれた戸籍簿、土地台帳その他諸帳簿の多くを焼失してしまった。

ところで、戦災を受けた都市に

とっての緊急課題は、復興を目指しての都市計画の立案と推進であった。山口県下では下関・宇部・徳山・下松・光・岩国の六市が国の戦災復興院から戦災都市としての指定を受け、県でも九月に内政部所属の復興課を新設して復興計画に着手した。そして十月にはまず宇部・徳山・下関の三市に、ついで翌二十一年には岩国市に、それぞれ復興事務所を設置し、県営をもって市街地の区画整理に伴う街路、水路、排水施設などの整備に当たることにした。

